第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

（揮発油税法の一部改正）

第九条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二十六条の二」を「第二十六条」に改める。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第十三条の二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の五第二号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第三条及び第十条から第十二条の二までの規定は、適用しない。

第十七条の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「一に」を「いずれかに」に、「もどし入れの日」を「戻入れの日」に改め、「以下」を削り、「行なわれている」を「行われている」に改め、同項第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第四項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第五項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第六項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第八項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

第二十八条第七号を削る。

（地方揮発油税法の一部改正）

第十条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二を次のように改める。

（採取した見本に関する適用除外）

第十四条の二　国税通則法第七十四条の五第二号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第七条の規定は、適用しない。

第十六条を削る。

第十七条第一項中「前二条」を「前条」に、「当該各条」を「同条」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

（石油ガス税法の一部改正）

第十一条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第四章中第二十条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十条の二　国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

第二十六条を削る。

第二十七条を第二十六条とする。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第七号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

（石油石炭税法の一部改正）

第十二条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十三条」を「第二十二条」に、「第二十四条―第二十六条」を「第二十三条―第二十五条」に改める。

第四章中第十八条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第十八条の二　国税通則法第七十四条の五第四号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十三条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二十三条を削る。

第六章中第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条第六号を削り、同条を第二十四条とする。

第二十六条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

（航空機燃料税法の一部改正）

第十三条　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十条―第二十二条」を「第十九条―第二十一条」に改める。

第十九条を削る。

第六章中第二十条を第十九条とする。

第二十一条第三号を削り、同条を第二十条とする。

第二十二条第二項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十四条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条」に、「第十三条―第十五条」を「第十二条―第十四条」に改める。

第十二条を削る。

第五章中第十三条を第十二条とする。

第十四条第三号を削り、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

（自動車重量税法の一部改正）

第十五条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一年」を「五年」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条―第二十五条」を「第二十一条―第二十四条」に改める。

第二十一条を削り、第五章中第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第五号を削り、同条を第二十二条とする。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

（国税通則法の一部改正）

第十七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二　行政手続法との関係（第七十四条の二―第七十四条の十三）」を「第七章の二　国税の調査（第七十四条の二―第七十四条の十三）」に、「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める。

第二条第六号ハ(2)中「この号及び第十五条第二項第三号において」を削り、「第五項」を「第六項」に改める。